「最高裁判所の判決のポイント」

2004年1月

1.裁判概要

原告 Heather Mundy [バンダラガマ地域]

4 人 [アクミマナ地域] 38 人 [アクミマナ地域]

被告 中央環境局 道路開発局 国土交通省 (Minister of Lands) バンダラガマとアクミマナの役場 (Divisional Secreatary)

原告の要求

原告 中央環境局による、事業に対する承認の取り消し

追加版環境影響評価

原告 土地収用通知の取り消し

第二ルートから最終ルートへのルート変更の違法性

2. 最高裁で確認された主な事実関係

・ 環境影響評価は、元ルートと第二ルートを対象としている。 最終ルートは含まれていなかった

- ・ 中央環境局は、第二ルートに対して認可を与えた。
- ・ 中央環境局の条件は、(ボルゴダ湿地とウェラス湿地を避けるために)第二ルートを元ルートに 戻すというものであって、元ルートの近くに戻すというものではない。

3. 判決

- ・ 最終ルートに対する追加版環境影響評価が必要だった。
- ・ 平等の基本的権利に基づき、原告は、最終ルート確定前に、最終ルートに関する通知・説明を受ける権利があった。この権利を侵害されたことに対して、原告は、補償を受け取る権利がある。 道路開発局に支払い命令(土地収用に対する補償とは別)
- 最終ルートのままでよい(コスト・時間の問題)。